

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定について

(1号・2号・3号)

(新1号・新2号・新3号)

「幼児教育・保育の無償化」



保育料が無償になるよ♪

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校入学前までと、2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日までの年度)までの市町村民税非課税世帯が対象となります。ただし、幼稚園・認定こども園(教育利用)に満3歳で入園した場合は、無償化の対象となります。

また、無償化の対象は、保育を必要とする事由の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人が保育サービスを利用する前に「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

無償化の範囲があります

年齢や、保育の必要性などで
認定が変わるよ！



無償化給付の対象や条件は以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校入学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで	
保育を必要とする事由		あり	なし	あり	なし
市町村民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯
サービスの種類	保育所(認可施設)、 認定こども園(保育利用)	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外
	認定こども園(教育利用)	無償		無償*	
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育	11,300円/月 まで無償★	無償化の 対象外	16,300円/月 まで無償★★	無償化の対象外
	幼稚園	25,700円/月まで無償		25,700円/月まで無償*	
	幼稚園の預かり保育	11,300円/月 まで無償★	無償化の 対象外	16,300円/月 まで無償★★	無償化の対象外
	認可外保育施設 (後)児保育 ファミリー・サポート・センター 一時預かり	合計 37,000円/月 まで無償		合計 42,000円/月 まで無償	

* 満3歳の誕生日以降、最初の3月31日までに、認定こども園(教育利用)または幼稚園に入園する満3歳児は無償化の対象となります。

★450円×月の利用日数が11,300円未満の場合、450円×月の利用日数が上限

「保育を必要とする事由」とは

1	就労*1	1ヶ月で64時間以上労働することを常態としている
2	妊娠・出産	妊娠中(出産予定日の前8週)である、または出産後間がない(産後8週間)
3	疾病・障がい	疾病にかかる、または障がいがある
4	介護・看護	同居または長期入院等している親族を、常時介護・看護している
5	災害復旧	災害復旧にあっている
6	求職活動*2	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている
7	就学	就学(職業訓練校での職業訓練を含む)している
8	虐待	虐待のおそれがある
9	DV	DV(配偶者からの暴力)により保育が困難であると認められる
10	育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に、すでに保育施設等を利用している子ども(2, 3号)がいて、継続利用が必要である
11	その他	その他これらに類するものとして市が認める事由に該当する

*1 就労予定の方や、就労時間等が足りない方は、**利用後3か月以内に就労条件を満たしていただく**ことになります。
条件を満たすことができない場合、認定が取り消しとなりますのでご注意ください。

*2 求職活動を継続的にされている方も申し込みしていただけますが、**認定期間内(90日以内)に「保育を必要とする事由の証明および申告書」を提出**いただけない場合、認定が取り消しとなりますのでご注意ください。

毎月の保育料以外の費用(給食費・雑費・バス代など)について

給食費は、0～2歳児クラスは保育料に含まれます。3～5歳児クラス(満3歳児含む)は実費徴収となります。利用する施設にお支払いください。

ただし、収入や就学前の子どもの人数により副食費(おかず・おやつ代など)が免除となる場合があります。

その他雑費・バス代などは、年齢にかかわらず各施設にお支払いください。詳しくは「認定こども園・保育所一覧表」を参照してください。



給付認定について

保育所や認定こども園を利用する場合は、**1～3号認定(教育・保育給付認定)**を受ける必要があります。

幼稚園を利用する人、認定こども園(現1号認定)の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用する人で、利用料等の無償化の対象となるには、**新1～3号認定(施設等利用給付認定)**を受ける必要があります。

教育・保育給付認定

1号・2号・3号

認定区分	対象者	「保育を必要とする事由」	選択施設	利用時間
1号	満3歳以上	なし	認定こども園	教育標準時間(4時間程度)
2号	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園	保育短時間(8時間程度) 保育標準時間(11時間程度)
3号	満3歳未満	あり	保育所 認定こども園 地域型保育(市内にはありません)	保育短時間(8時間程度) 保育標準時間(11時間程度)

施設等利用給付認定

新1号・新2号・新3号

認定区分	対象者	「保育を必要とする事由」	選択施設
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	幼稚園・認定こども園+預かり保育 認可外保育施設 一時預かり ファミリー・サポート
新3号	0～2歳児クラス (満3歳入園を含む)かつ、 非課税世帯	あり	幼稚園・認定こども園+預かり保育 認可外保育施設 一時預かり ファミリー・サポート

認定区分を確認してください

施設を利用時の子どもの年齢でみましょう

0～2歳児クラス

※出生から3歳になって最初の3月31日まで

「保育を必要とする事由」に該当しますか？

いいえ

認定の対象外

はい

市町村民税非課税世帯ですか？

いいえ

利用する施設は？

保育所
認定こども園

3号

認可外保育施設
一時預かり
ファミリー・サポート

認定の対象外

はい

利用する施設は？

保育所
認定こども園

3号

認可外保育施設
一時預かり
ファミリー・サポート

新3号

3～5歳児クラス

※3歳で迎える4月1日～小学校入学前

「保育を必要とする事由」に該当しますか？

いいえ

利用する施設は？

認定こども園

1号

幼稚園

新1号

はい

利用する施設は？

幼稚園

利用時間(4時間程度)＋預かり保育
認可外保育施設
一時預かり
ファミリー・サポート

新2号

認定こども園

利用時間
(8～11時間程度)

2号

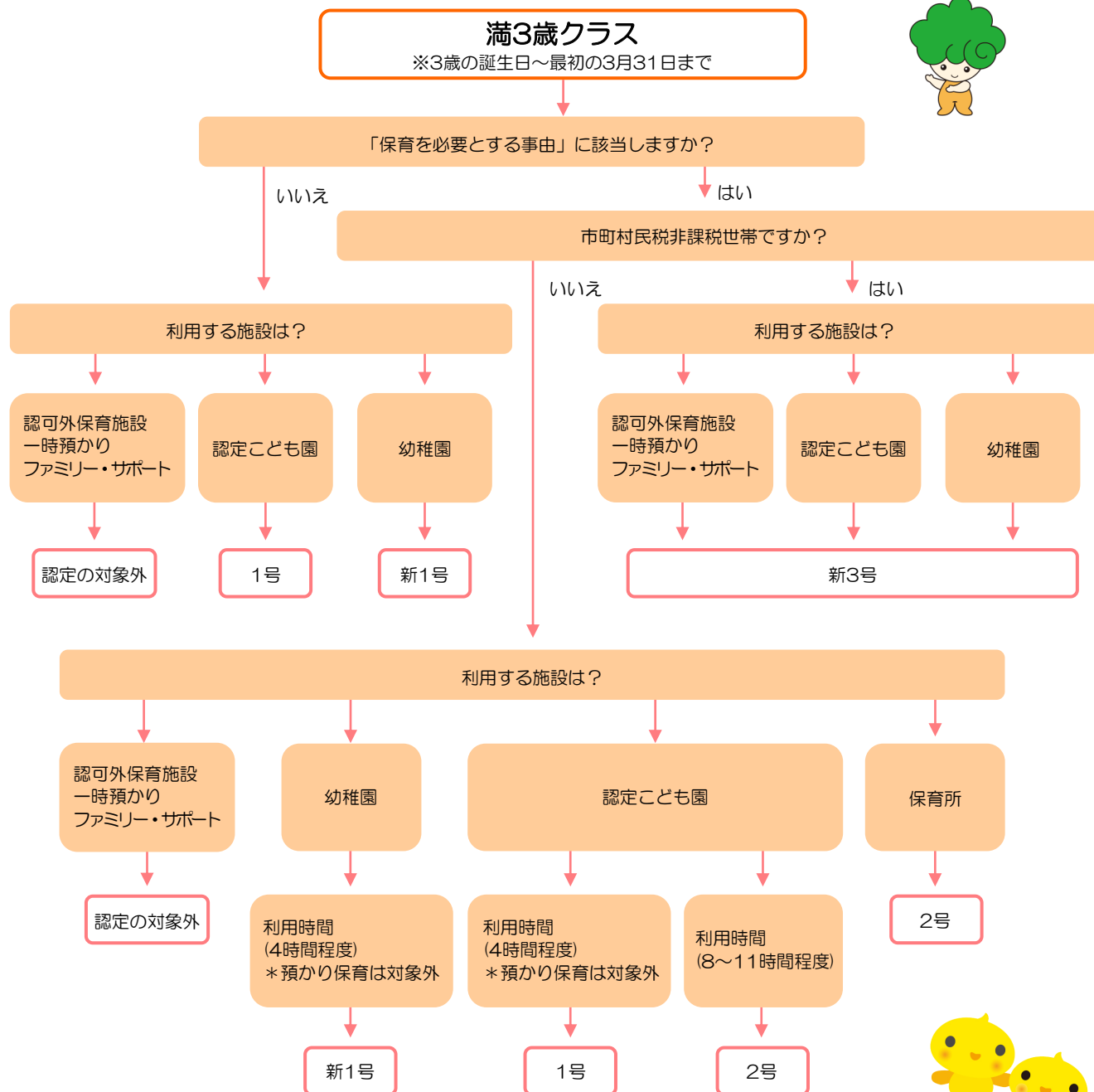
保育所

2号

※幼稚園・認定こども園を利用している場合、在園している施設以外の預かり(認可外・一時預かり・ファミサポ)を利用されても、利用料は無償化の対象にはなりません。



3歳のおたんじょう日を
迎えて、年度途中から
施設を利用する人だよ♪



- 2号・新2号に該当する方でも、保護者の希望により1号・新1号での申し込みも可能です。
- 2号・3号の方の利用時間は、「保育を必要とする事由」、通勤(学)時間等を考慮し決定します。
- 認定こども園・幼稚園の教育標準時間(4時間程度)外の利用については、一時預かり事業の対象となります。